

(7) 水源地域等との連携

(中期目標)

水源地域の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、自治体、住民等と積極的な連携を図ること。また、上下流交流を推進し、水源地域と下流受益地の相互理解を促進すること。

(中期計画)

水源地域等の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、地域代表者との意見交換等により地域のニーズを把握した上で、自治体、住民等と協働し水源地域対策等に取り組む。

(中期目標期間における取組)

■ 水源地域等との連携

1. 地域のニーズの把握

地域のニーズを把握するため、全事務所において地域代表者との意見交換会等を行い、水源地域対策の取組を行った。

表－1 地域ニーズに基づく取組事例

地域の要望等	取組内容	実施箇所
ダム湖及びダム周辺を活用した地域振興	事務所で採取した鮭の卵を地元の小学生に孵化するまで飼育してもらい放流	利根導水総合事業所
	関係機関と協議してゴールデンウィーク、盆期間中及び紅葉時期に、洪水吐から放流	徳山ダム
	地元小学生が稚鮎の放流を地元漁業協同組合の協力を得て実施	早明浦ダム
	地元川西市と連携し過去の浸水被害地域の現地視察を実施	一庫ダム
	普段見ることのできない堤内の探検を行う「日吉ダム探検ツアー」を実施	日吉ダム
環境の保全	地元高校生と水産試験場と共同し、陸封アユの調査を実施	下久保ダム

	地域住民と共同して水草やごみ等を清掃し水質浄化意識の向上を図った	利根下流総合管理所
	地元の子供を対象に菰野調整池において専門家による昆虫観察会を実施	三重用水
	子供たちを対象に琵琶湖に繋がる河川を下り、自然を再発見する活動を実施	琵琶湖開発総合管理所
ダム下流河川環境改善	フラッシュ放流の実施	一庫ダム等
	ダム下流への土砂供給	富郷ダム等
	弾力的管理試験	寺内ダム等
水質改善・監視	黒部川の浄化用水導入試行継続	利根川河口堰
	印旛沼の流動化運転	印旛沼開発
ゴミの投棄対策	不法投棄されたゴミを地元の方、機構職員とが連携して撤去	早明浦ダム等

中期目標期間における達成状況

地域ニーズ及び自然環境に配慮した施設整備・施設管理については、全事務所において様々な形で地域代表者との意見交換会等を通じて地域のニーズに合った取組を実施しているところであり、中期計画に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できたものと考えている。

(7) 水源地等との連携

1) 上下流交流と施設周辺地域交流

(中期目標)

水源地の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、自治体、住民等と積極的な連携を図ること。また、上下流交流を推進し、水源地と下流受益地の相互理解を促進すること。

(中期計画)

水源地と下流受益地の相互理解促進のため、施設を核とした上下流交流を管理を行う全ダムにおいて実施する。

また、地域の発展に貢献するとともに施設の役割等の理解を得るため、積極的に施設周辺地域との対話と情報の共有に努めるとともに、本社・支社局と連携を図り、全事務所において、毎年施設周辺地域との交流の機会を設け又は参加する。

(中期目標期間における取組)

■ 上下流交流と施設周辺地域交流

1. 上下流交流活動の推進について

水源地と下流受益地の相互理解促進のための上下流の交流活動として、上下流住民の交流やその行事、下流域利水者の水源地視察など、多くの事務所で参加又は実施に協力した。

表－1 上下流交流活動の事務所数

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
事務所	29	34	45	46	50

具体的な取組事例

(1) 下流受益地の方々が水源地で植樹活動等を実施

- ①下流受益者である入間市の親子を対象にダム見学会と神川町と共同して水源地保全のための植樹を行った。(下久保ダム)
- ②上流支援活動として「とよはしきこり隊」等の方々と水源地の森林整備のため共同で間伐作業を行った。(豊川用水総合事業部)

(2) 下流受益地の方々が水源地を訪れ水源地の方々と交流

- ①揖斐川町の方々と岐阜市内小学生とその保護者の方々による自然観察会と体験学習活動を実施した。(徳山ダム)
- ②利根川上流の群馬県の小学生と下流の埼玉県の小学生在が、下久保ダムと利根導水施設の働きを学ぶこと等により上下流交流を行った。

(下久保ダム、利根導水総合事業所)

- ③受益者である埼玉県から「水のふるさと応援団」等の方々がダム周辺で清掃活動を行い、合わせてダム見学会も実施し、受益者の方々に水源地の大切さ、ダムの役割について理解を深めていただいた。(下久保ダム)
- ④疎水百選に選ばれた見沼代用水路沿いのウォーキングを通じ、参加者に農業用水の歴史や役割を伝えるとともに、参加者による周辺で生産された農産物の販売が行われた。(利根導水総合事業所)
- ⑤上下流のそれぞれの小学生共同でダム施設の見学やダム周辺の生物観察を行い、上下流の子供たちによる交流を行った。(岩屋ダム)
- ⑥受益地である香川県の中学2年生21校約2,900人に、ダムのはたらきと水の大切さを理解する学習会として「水源巡りの旅」を実施した。(早明浦ダム)

(3) 受益地で行われる行事等に水源地が参加

- ①「なごや水フェスタ」において事業ブースを設定し、広報活動を行った。(岩屋ダム)
- ②下流の向日市で開催された「向日市まつり」に参加し、下流の方々にダムの役割について説明を行った。(日吉ダム)
- ③「鈴鹿山麓リサーチパーク」で開催された「Mie こどもエコフェア」に参加・出展し、子供たちが楽しみながら環境について学び、環境への「興味」や「気づき」の機会を提供した。(三重用水)
- ④吉野川河口で毎年開催される「吉野川フェスティバル」においてパネル展示等を行い、ダムの役割についてアピールした。(早明浦ダム)
- ⑤水に関する感謝の気持ちの育成と地域活性化を目的に開催された「湖水まつり」において、受益地である四国中央市等と共同で、ダムの役割等のパネル展示やマスコットを使った子供向けの広報活動を行った。(新宮ダム、富郷ダム)
- ⑥JA成田市が主催の「永島敏行との稲作り体験教室」において、成田用土地改良区とともに展示ブースを設置し、事業のPRを行った。(成田北総管理所)



写真-1 人間市上下流交流会 (下久保ダム)



写真-2 神流湖ゴミゼロ活動（下久保ダム）



写真-3 Mie子どもエコフェスタ出展（三重用水）



写真-4 マスコットによる広報（富郷ダム）

建設所での取組事例

○取組事例 1

平成23年2月8日、昨年に引き続き川上ダム建設所主催の「水の調査隊」を開催し、地元青山小学校の4年生が参加した。「水の調査隊」は、ダム事業関連の工事現場やダム計画地周辺の環境を実際に見聞きすることにより水に対する理解をより深めるための取組である。当日は実際に、オオサンショウウオ保護池や仮排水路トンネルを見学し、小学生たちは実体験を通じて自分たちの住む水源地周辺の環境について学んだ。



写真－5 水の調査隊（川上ダム建設所）

○取組事例 2

平成22年8月22日、「小石原川源流探検隊2010」を開催した。

「小石原川源流探検隊」は、小石原川ダムの建設が予定されている小石原川の源流地域に位置する東峰村とダムの受益地域である筑後地域の方々とが交流を図り、村の観光情報や基幹産業の紹介を通じて水源地域のことを知っていただくため、昨年から実施しているものである。

開催当日は、23名が集まり、朝倉総合事業所において小石原川ダムの目的や環境保全についての説明を行った後、江川ダムでダム操作室などの施設見学を行った。その他、東峰村の基幹産業である小石原焼の絵付体験などを行った。



写真－6 小石原川源流探検隊2010（朝倉総合事業所）

2. 施設周辺地域とのコミュニケーション

施設周辺地域の住民等を対象に施設の役割等について理解を深めるため、調査・建設・管理に係るすべての事務所において、施設周辺地域とのコミュニケーションの機会を設け、又は参加した。

機構が行うコミュニケーション活動は、その内容により表-1のように8活動に大別され、事務所で地域行事への参加（協力）、清掃活動、施設見学会等の取組を行った。なお、特定施設であるダムにおいては、水源地域ビジョンの推進会議に事務局等として参加し、ダム水源地域との連携を図った。

水源地域ビジョンとは

水源地域ビジョンとは、ダム水源地域の自治体、住民等がダム管理者と共同で、下流の自治体・住民や関係行政機関に協力を求めながら策定する水源地域活性化のための行動計画であり、ダムを活かした水源地域の自立的・持続的な活性化を図り、流域内の連携と交流によるバランスのとれた流域圏の発展を図ることを目的としている。

なお、機構の管理する特定施設であるダム（22ダム）については、平成15年度末までに策定を完了し、滝沢ダムでは平成16年度、徳山ダムでは平成18年度に策定している。

表-1 施設周辺地域での活動内容

項目	実施内容
清掃活動	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で実施する河川やダム湖周辺等の除草や清掃活動に参加 ・貯水池内の釣り糸、釣り針及びゴミの回収に協力 ・河道内のゴミを拾うなど河川環境の保全活動に協力 ・貯水池に溜まった流木の有効活用として、希望者に配布するなどの活動を実施 ・清掃登山（登山道の美化及び環境保全の啓発）に参加
施設見学会等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設周辺市町村の住民や関係機関の職員に対して施設見学会実施 ・水道局がダム見学会と連携して水質調査の勉強会実施 ・自然観察会を開催 ・関係土地改良区組合員の家族を対象に施設説明会を実施 ・周辺小学校等の実施する施設見学会に協力 ・地域住民や小学生などに魚道の見学会を実施 ・ホテル見学会を実施

地域行事への参加	<ul style="list-style-type: none"> ・地域が実施するイベント・学習会等に参加・協力 ・パネル展示やDVD映像等により事業をPR、イベントの参加者にアンケートを実施 ・祭り、マラソン大会、レガッタ大会、クラシックカーラリー、つり大会、自転車レース大会、スポーツ交流会等の施設周辺で行われるイベントには、施設の一部を開放するなどの協力 ・水源の森整備で下草刈りや間伐に協力 ・漁業組合と協力してアユの産卵床作りを実施 ・貯水池周辺に植えられている木の剪定作業に参加 ・外来魚駆除活動 ・地元警察主催の交通事故防止活動に参加 ・鑑賞イネの田植え、刈り取り作業に参加
植樹活動	<ul style="list-style-type: none"> ・貯水池周辺や水源地域での植樹活動などに参加又は協力
利水者との交流	<ul style="list-style-type: none"> ・水道事業者と相互の施設の見学会を実施 ・利水者の行う水道や農業に係るPR活動等に協力・参加 ・利水者と施設の管理状況等についての勉強会を開催
地域との意見交換等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の住民等と共同で施設の巡視を行い、意見交換 ・利水者を対象に管理に関する意見交換会を開催 ・利水者を対象に水質に関する意見交換会を開催
水の週間行事等	<ul style="list-style-type: none"> ・「水の週間」や「森と湖に親しむ旬間」の行事としてイベントを開催するとともに、施設見学会等を実施
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・地元農業高校による空芯菜による環境への取組（栽培、生育調査、収穫、試験販売） ・小学生などを対象に水生生物調査や自然観察会を実施 ・水の大切さや施設の役割を知ってもらうよう、小学校や中学校への訪問授業を実施 ・漁業組合などが実施するアユなどの魚の放流体験に協力 ・河口堰の施設見学クイズラリーを主催 ・地元警察署主催の交通安全防止運動に参加 ・サケ稚魚の放流会及び清掃活動 ・堤体の一部を登山道として開放 ・ダム堤体周辺でのこいのぼりの掲揚

中期目標期間における達成状況

施設周辺地域とのコミュニケーションについては、各管理所及び建設所において、水源地域と下流受益地の相互理解促進のため、施設を核とした上下流交流を実施するとともに、積極的に施設周辺地域との交流の場へ参加等を実施してきているところであり、中期計画に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できたものと考えている。

(7) 水源地域等との連携

2) 貯水池保全のための森林保全

(中期目標)

水源地域の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、自治体、住民等と積極的な連携を図ること。また、上下流交流を推進し、水源地域と下流受益地の相互理解を促進すること。

(中期計画)

貯水池保全のために森林保全に取り組む。

(中期目標期間における取組)

■ 貯水池保全のための森林保全

機構は、社会基盤の一つである「水」の安定供給、また、河川沿線の生命、財産及び社会資本の被害軽減を図るための洪水調節という重要な業務を実施している。長期にわたりこれらの役割を果たすため、年々進行する堆砂は、貯水量減少や濁水長期化の原因となることから、その対策を行い、貯水池機能（利水及び洪水調節容量）を維持し、長寿命化を図ることが大きな課題である。

土砂流出の原因の一つとして、十分な山林整備（間伐等）が行われていないことによる山林の荒廃が考えられる。また、貯水池保全の観点から、土砂及び流木の流入を抑制する必要がある、流域内の山林整備が求められている。このような状況から、流出土砂抑制方策の一つとして、森林の荒廃抑制対策に着目した方策について検討を行っている。

平成20年度は、山林整備で発生する間伐材等の活用を図るため、防護柵やバイオマス発電の有効性に関する検討に着手した。具体的には、早明浦ダムにおいて、森林荒廃と土砂流出に関する既存文献等の収集や森林整備に関して森林関係部署等との事前調整を行い、山林整備で発生する間伐材等の活用についての先行事例の施設視察を行うとともに、活用にあたってのシステム構築や運用についての情報収集や勉強会を実施した。

平成21年度は、早明浦ダムにおいて、流域山林の整備状況の違いが流域の山腹法面崩壊や森林からの流出土砂に与える影響について把握するための調査計画立案、調査候補地の抽出、関係機関との連絡調整を行った。

平成22年度は、早明浦ダムにおいて、貯水池保全のための森林保全の有効性を検証する一環として、小流域スケールでの整備状況の違いによる流出土砂の影響度合いについて調査できる装置（整備林と未整備林の各々において、プロットとして5m×6mの範囲を畦板で仕切り、降雨により発生する流量、濁度、粒土分布等を調査できる施設。プロット調査という。）を設置したが、適当な降雨がなかったため、データ蓄積を行うことはできなかった。

平成23年度は、土砂流出調査適地について、関係機関の協力を得て協議を進めたところであるが、小流域スケールでの整備状況の違いによる流出土砂の影響度合

い調査のための試験用地を確保することができなかった。また、プロット調査は、小流域調査とのデータの整合性を含めた検討が必要となるため、森林の整備状況の違いによる土砂流出を十分再現できない可能性があるため、調査を中止とした。

平成24年度は、浦山ダムにおいて、堆砂量が計画よりも進行していることから、ダム湖周辺及びその上流域での土砂発生源を特定するため、ダム建設前と最新の航空写真を判読することで、林相の変化及び崩壊・荒廃状況変遷を比較し、植生や地形状況毎に面積等を算出した流域状況図を作成した。更に、関係機関へ、森林の保全状況や補助制度及び支援制度について、聞き取りを行い、土砂発生源についての検討を実施した。

中期目標期間における達成状況

貯水池保全のための森林保全については、平成21年度から、流域山林の整備状況の違いが、流域の山腹法面崩壊や森林からの流出土砂に与える影響を把握するための調査を行っており、今後、現地調査を進めるなど貯水池保全のための森林保全に取り組んでいるところであり、中期計画に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できたものと考えている。

(7) 水源地等との連携

3) 湖面・湖岸の利活用

(中期目標)

水源地域の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、自治体、住民等と積極的な連携を図ること。また、上下流交流を推進し、水源地域と下流受益地の相互理解を促進すること。

(中期計画)

水源地域の活性化のため、地域資源である湖面・湖岸の利活用を検討し実施する。

(中期目標期間における取組)

■ 湖面・湖岸の利活用

水源地域の活性化のために定めている水源地域ビジョン計画に沿った湖面や湖岸の利用を図った。本中期目標期間において、湖面を利用したレガッタ大会やカヌー等の利用、ダム湖周辺でのマラソン大会やウォーキング大会、湖岸の清掃活動等など、水源地域の自治体や住民等とともに積極的に協力や参加した。

○ 取組事例1

第15回デ・レーケ記念交流会レガッタ

実施日：平成22年9月12日

実施場所：長良川国際レガッタコース

実施内容：国土交通省、関係自治体及び機構の主催により開催されている。多くのクルーの参加の下、充実したレースが繰り広げられ、地域の活性化が図られている。機構も事務局への職員の派遣だけでなく選手としても参加し、地域の方々との交流を図ることができた。



写真-1 レースの様子

○ 取組事例2

日吉ダムでは、京都造形芸術大学や流域住民が協働して、天若湖（あまわかこ）アートプロジェクト実行委員会による湖面に「あかり」を浮かべるイベント「あかりをつなぐ記憶」が行われた。これは日吉ダムに水没した天若集落（約120戸）を湖面上に夜景で再現する大規模なアートイベントで、下流からも多くの方が来訪している。日吉ダムも実行委員会の一員として作業等に協力している。平成22年度は、これまでの継続的な取組が第3回世界水フォーラムで発表された「京都水宣言」の理念の実現に寄与したとして、京都府から「京都水宣言記念・京都水づくり賞」を受賞した。



写真-2 ひかりが浮かぶ天若湖

○ 取組事例3

早明浦ダム湖畔マラソン

実施日：平成23年11月13日

実施場所：早明浦ダム湖畔

実施内容：早明浦ダム湖畔マラソンは、土佐町の主催により開催されており、県内外から多くの参加があり、地域の活性化が図られている。機構は、開会式会場における施設説明及び施設の開放を行っている。また、選手としても参加し、地域の方々との交流を図ることができた。



写真-3 早明浦マラソンの状況



写真-4 施設説明パネルの様子

○ 取組事例4

日吉ダムマラソン

実施日：平成24年4月22日

実施場所：日吉ダム湖畔

実施内容：日吉ダムマラソンが日吉ダムマラソン実行委員会の主催により開催され、約2,700名のランナーが参加した。昨年は、東北地方太平洋沖地震の影響で中止になったため、2年ぶりに開催である。今大会は、震災の復興応援大会として、地元南丹市が支援を続けている福島県浪江町より5名のランナーが招待された。機構は設営の手伝いや選手としても参加し、地域の方々との交流が図られた。



写真-5 スタートの状況



写真-6 マラソンの状況

○ 取組事例5



写真-7 山城地方中学校駅伝
(高山ダム)



写真-8 青蓮寺駅伝大会
(青蓮寺ダム)



写真－ 9 菰野町駅伝大会
(三重用水)



写真－ 10 湖面利用 (カヌー)
(奈良俣ダム)



写真－ 11 ダム湖周回道路ロードレース
(味噌川ダム)



写真－ 12 湖面利用 (湖面利用協議会)
(矢木沢ダム、奈良俣ダム)

中期目標期間における達成状況

水源地域の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、水源地域ビジョンに沿った取組を自治体、住民等と積極的に実施してきている。このことから、中期計画に掲げる水源地域の活性化のため、さらに地域資源である湖面・湖岸の利活用を検討し実施することについては、本中期目標期間中、着実に達成できたものと考えている。

(8) 広報・広聴活動の充実

(中期目標)

広報の質の向上に取り組み、必要とされる情報を的確に発信し、利水者をはじめ広く国民から機構の果たしている役割・業務について理解を得るとともに、広く意見を聴取すること。

(中期計画)

機構の果たしている役割・業務について、利水者をはじめ 広く国民の理解を得るため、必要な情報を的確に発信し広報活動の質の向上に取り組むとともに、国民の意見募集など広聴活動を行う。

(中期目標期間における取組)

■ 広報・広聴活動の充実

機構の果たしている役割・業務について、利水者をはじめ広く国民の理解を得るため、必要な情報を的確に情報発信を行った。

ホームページについては、高齢者・障害者が利用しやすくするための提供方法のガイドラインを作成し、アクセシビリティの改善を行った。また、水源情報や渇水情報等の国民に関心の高い事項について適時的確な提供に努め、ダムからの補給量をグラフ掲載するなどした。さらに、新着情報の充実の他、今までになかったコンテンツを掲載するなどしてホームページを充実させ、広く国民の関心をひくように絶えず、工夫と改善に取り組んだ。

その結果、機構ホームページのアクセス数は以下のように増加した。

(年度ごとのアクセス数：トップページレベル)

平成17年度：約194万4千件	平成18年度：約145万4千件
平成19年度：約272万6千件	平成20年度：約301万5千件
平成21年度：約311万1千件	平成22年度：約208万9千件
平成23年度：約202万件	平成24年度：約225万件

ホームページでは、緊急時における迅速かつ的確な広報の実施に資するため、33ダム等においてダム諸量情報を掲載しており、風水害時にダム放流量やダム状況図を提供することで、下流利水者等における上流状況の把握に寄与している。

さらに、本支社局を含め全事業所のホームページのトップページに「緊急のお知らせ」欄を設置し、通常時のホームページ更新担当者以外の者でも、緊急時の情報等を即時に登録・配信ができるようにし、防災や渇水等の緊急情報等の発信用として活用している。

渇水時には、報道機関への写真提供がスムーズにできるように、ホームページに日ごとのダムの貯水状況がわかる写真を掲載するなどの工夫を行い、多くの報道機関が機構提供の写真を利用することとなった。また、本社では、関東管内の機構ダムの貯

水状況をより早くホームページ上で情報提供できる工夫をし、中部支社では、管内の湧水の状況をホームページ上で取りまとめて掲載した。

広報誌「水とともに」においては、水の重要性や先人の努力等について、水をテーマに活躍している有識者のコラム、水に関する功績を残した土木技術者を中心とした記事の連載、機構の管理業務の実績や効果など、広く国民の関心をひくような情報発信に努めた。内容については、新企画を入れたり、読者モニターの意見（読みにくい）を踏まえ、誌面の構成等の改良を図るなど、絶えず見直しの気持ちを持って編集を行った。また、掲載内容はタイムリーな話題となるように工夫をした。

機構パンフレット「事業のあらまし」については、利用者が使いやすい形となるよう本編・資料編に分冊化するとともに、文字背景の簡素化等を行った。

広聴活動については、ホームページによる意見聴取を行っており、意見投稿の様式を刷新し、投稿者の意図がよりよくくみ取れるようにした。

また、平成20年度には、国民からの意見募集ということで2.(1)①1)に記載のあるとおり、機構の業務、マネジメントについて、インターネットを利用したネットリサーチの試行を行った。一般市民3,000人を対象として実施した。

利水者アンケートについては、2.(1)①2)を参照。

エンドユーザーへの情報発信手段として、報道機関を通じた情報発信をすべく、職員の報道対応に関するスキルアップを図り、多くのプレスリリースを行った。これにより報道機関に機構業務に関する記事を多く取り上げてもらうことができ、エンドユーザーを意識した情報発信を効果的に実施することができた。

さらに、報道機関に対し機構事業をよりよく理解してもらうために、報道関係者を対象に、視察会や説明会を開催した。また、報道機関から問合せのあった案件については、事実を的確に伝え、誤解のない報道としてもらうことに努めた。

(年度ごとのプレスリリース数)

平成20年度：129件
平成21年度：117件
平成22年度：135件
平成23年度：238件
平成24年度：267件

(情報発信等による新聞掲載[一般紙])

平成20年度：127件
平成21年度：115件
平成22年度：139件
平成23年度：236件
平成24年度：192件

「水の日」及び「水の週間」においては、関連行事を行うとともに、機構施設の役割を実感してもらうのに低費用で効果が高いものとして、機構職員が自ら汗をかいて施設見学会を実施するなど、水資源の有限性、水の貴重さ等について国民の関心を高め、理解が深まるように努めた。

また、より多くの人に機構のことを知ってもらうために、ターゲットを特定化し、水の勉強をする小学校4年生を担当する教員に水資源機構の役割を説明する説明会や、理工系大学生を対象とした施設見学会等を開催した。

中期目標期間における達成状況

機構の果たしている役割・業務について広く国民の理解を得るための取組を進めたことにより、中期計画に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できたものと考えている。

(8) 広報・広聴活動の充実

① 機構が提供する情報の充実

(中期目標)

広報の質の向上に取り組み、必要とされる情報を的確に発信し、利水者をはじめ広く国民から機構の果たしている役割・業務について理解を得るとともに、広く意見を聴取すること。

(中期計画)

利水者をはじめ広く国民への的確な情報の発信に資するため、広く受信者や有識者の意見等を聞いたうえで、ホームページ、広報誌等による情報の内容充実と提供方法の改善に努める。

なお、ホームページにおいては、発信する情報について高齢者・障害者が利用しやすいよう改善に努める。

(中期目標期間における取組)

■ 機構が提供する情報の充実

利水者をはじめ広く国民への的確な情報の発信に資するため、ホームページ、広報誌等による情報提供の内容充実を図るべく、以下のとおり努めた。

- ① ホームページを高齢者・障害者が利用しやすくするための提供方法（アクセシビリティの改善）のガイドラインを作成し、本社等ホームページの再構築（アクセシビリティの改善）を行った。
- ② 渇水情報、水源情報や機構の管理業務等について、各種メディアを通じて積極的に情報発信し、利水者や国民に的確な情報を提供した。

渇水時には、一般住民やマスコミからの各種問合せに対してきめ細かな対応を行うとともに、本社や当該支社局、事業所のホームページには利用者が一目でわかるようダム水利貯水率をグラフなどで掲載し、渇水期間中、毎日更新を実施し、国民の関心の高い情報の積極的な配信に努めた。また、水源地に行かずとも、水源の状況がわかるように、渇水状況の写真を掲載し、ホームページからダウンロードできるような工夫を行った。

これらにより、渇水期間中、ホームページにはたくさんのアクセスがあり、国民の高い関心をひくとともに、機構ホームページ提供のデータ等が多くの報道機関で利用された。

- ③ ダムによる洪水調節効果については、洪水調節後、なるべく早く、一般国民の方にも分かりやすく、直観的に把握できるよう、水位低減効果を図示するなどの工夫を行って情報発信を行った。また、台風等による防災操作については、施設毎の操作状況をホームページに掲載するとともに、その効果についてプレスリリースを行った。このような防災操作について、よりよく記者に知ってもらうために、記者を対象とした「防災業務説明会」を滝沢ダム等で実施した。

33ダム等においてダム諸量情報をホームページに掲載しており、風水害時にダム

放流量やダム状況図を提供することで、下流利水者等における上流状況の把握に寄与した。

④ ホームページは、生活者等の水のエンドユーザー、治水効果の享受者、一般国民の方々などに対して、広報メディアとして有効であることから、アクセス解析等を行い、情報の内容充実に努めた。アクセス解析を受けて「新着情報」の充実に努めるとともに、ダム放流や、魚道におけるサケの遡上、川上ダムのオオサンショウウオなどの状況を見ることができる「映像コーナー」や小学生等が関心を持ちそうな「水辺の生物コーナー」「イベントコーナー」「ダムカードコーナー」などを追加するなど、利用者の関心が高い情報について、その内容を充実させた。映像コーナーでは、季節によっては、ダム放流や魚の遡上のライブ映像も掲載した。また、季節や世情に応じて、「紅葉情報」や「発電情報」を掲載した。掲載にあたっては、目にとまり、かつ読みたくなるような工夫として「バナー」での掲載をしたり、情報の中に写真等のビジュアル情報を盛り込むなどの工夫を行った。

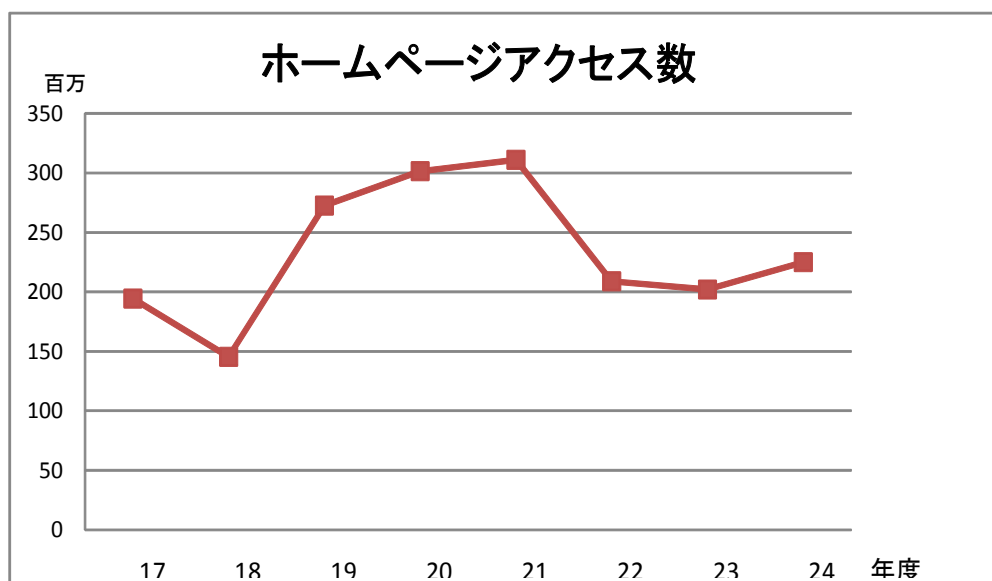
入札公告情報は、各事務所単位で情報の掲示を行っていたものを、利用者が一度に一括して閲覧することができるように、本社ホームページに一覧性を備えた「入札公告情報のページ」を設けるなど、内容の充実に努めた。

また、機構の発信情報の一つである「記者発表」について、全国の情報を本社ホームページに集約した。

ホームページにおける広聴活動としては、意見投稿の様式を刷新し、投稿者の意図がよりよくくみ取れるようにした。

(年度ごとのアクセス数：トップページレベル)

平成17年度：約194万4千件	平成18年度：約145万4千件
平成19年度：約272万6千件	平成20年度：約301万5千件
平成21年度：約311万1千件	平成22年度：約208万9千件
平成23年度：約202万件	平成24年度：約225万件



※ホームページのアクセス数は渇水年において増加傾向にある。

⑤ ツイッターを設け、ホームページの最新情報をより多くの人に知ってもらうために配信している。

⑥ 緊急時に、常時のホームページ更新担当者以外の者でも、緊急時の情報等を即時に登録・配信ができるように、本支社局を含め全事業所のホームページのトップページに「緊急のお知らせ」欄を設置した。これは防災や渇水等の緊急情報等の発信用として活用している。

⑦ 広報誌「水とともに」においては、水の重要性や先人の努力等について、水をテーマに活躍している有識者のコラム、水に関する功績を残した土木技術者を中心とした記事の連載、機構の管理業務の実績や効果など、広く国民の関心をひくような情報発信に努めた。内容については、新企画を入れたり、読者モニターの意見（読みにくい）を踏まえ、誌面の構成等の改良を図るなど、絶えず見直しの気持ちを持って編集を行った。また、掲載内容はタイムリーな話題となるように工夫をした。

新企画としては、機構施設に関わりが深い利水者等からの情報発信「水のひろば」、各事業所のトピックスを中心に纏めた「水機構ニュース」、職員の紹介を通して機構の業務を紹介する「ささええる力 Power」を設け掲載内容の充実を図った。

特集では、愛知用水通水50周年や水資源開発公団発足から50年などの機構事業の周年特集を取り上げ、水資源開発の歴史を振り返るとともに、取りまとめとなった。また、東北地方太平洋沖地震に関しては、機構施設の受けた被害からその対応、復旧について取り上げ、読者から「震災復旧のために関係者の努力がよく分かった。」「新聞などでは伝わらない、地道な活動が理解できた。」などの多くの意見が寄せられた。

広報誌の毎月の発行時には速やかにホームページに掲載し、それぞれの項目ごとにクリックして見られるようにし、興味のある項目を簡単に見ることができるように改善した。

広報誌の編集にあたっては、広報課員がインタビューに基づいて文章を書いたり、写真を職員から提供をうけるなどして、広報能力と機動力の向上への意識をもった編集をおこなった。

【水に関する功績を残した土木技術者を中心とした記事の記載】

蛇口を捻れば当たり前のように水が使える今だからこそ、水に関して様々な努力や功績のある先人たちを取り上げ、読者から、「水の大切さの重要性を改めて気づかされた」などの感想が寄せられた。

H20. 4～21. 5 「水の匠 水の司 井澤弥惣兵衛為永」

H21. 6～22. 5 「水の思想 土の思想 世紀の大事業・愛知用水」

H22. 6～23. 3 「泥と汗と涙と

＜物語＞江戸・天保期の印旛沼掘削普請始末」

H23. 4～24. 4 「新・種を蒔く人

＜私説＞世紀の大プロジェクト～豊川用水～」

H24. 5～25. 3 「湖面の光、湖水の命」

＜物語＞世紀の水の大事業 ～琵琶湖総合開発～」

⑧ 「事業概要書」は、配布対象者によって使い分けられ、利用者が使いやすいように、一般向けの「本編」とユーザ向けの「資料編」に分冊したものを作成することとした。「本編」は2年に一度、「資料編」は毎年の改訂とした。「事業概要書」はホームページにも掲載を行っている。

⑨ 機構の技術力や取り組みについてより多くの人に知ってもらうため、外部機関から高い評価を受け表彰を受けた事項などについて、広報誌やホームページにおいて情報発信を行い、機構の役割や業務について、エンドユーザーなどに理解を得られるように努めた。

【広報誌やホームページで情報発信した例】

- ・ダム工学会技術賞受賞（荒川ダム総合管理所（滝沢ダム））
- ・土木学会技術賞受賞（木津川ダム総合管理所（名張川上流3ダム統合操作））
- ・農業農村工学会上野賞受賞（霞ヶ浦用水）
- ・土木学会環境賞受賞（徳山ダム）
- ・農業農村工学会優秀技術賞受賞
（超音波法を用いたPC管の部材厚測定手法の現地適用性）

⑩ エンドユーザーへの情報発信手段として、報道機関を通じた情報発信をすべく、各種研修で職員の報道対応に関するスキルアップを図る講義を取り入れたり、プレスリリースについての情報共有を行い、全国で多くのプレスリリースを行った。これにより報道機関に機構業務に関する記事を多く取り上げてもらうことができ、エンドユーザーを意識した情報発信を効果的に実施することができた。

特に、平成23年度の滝沢ダム竣工や愛知用水通水50周年、平成24年度の大山ダム竣工では多くの報道機関から報道がなされた。

さらに、報道機関に対し機構事業をよりよく理解してもらうために、報道関係者を対象に、視察会や説明会を開催した。また、報道機関から問合せのあった案件については、事実を的確に伝え、誤解のない報道としてもらうことに努めた。

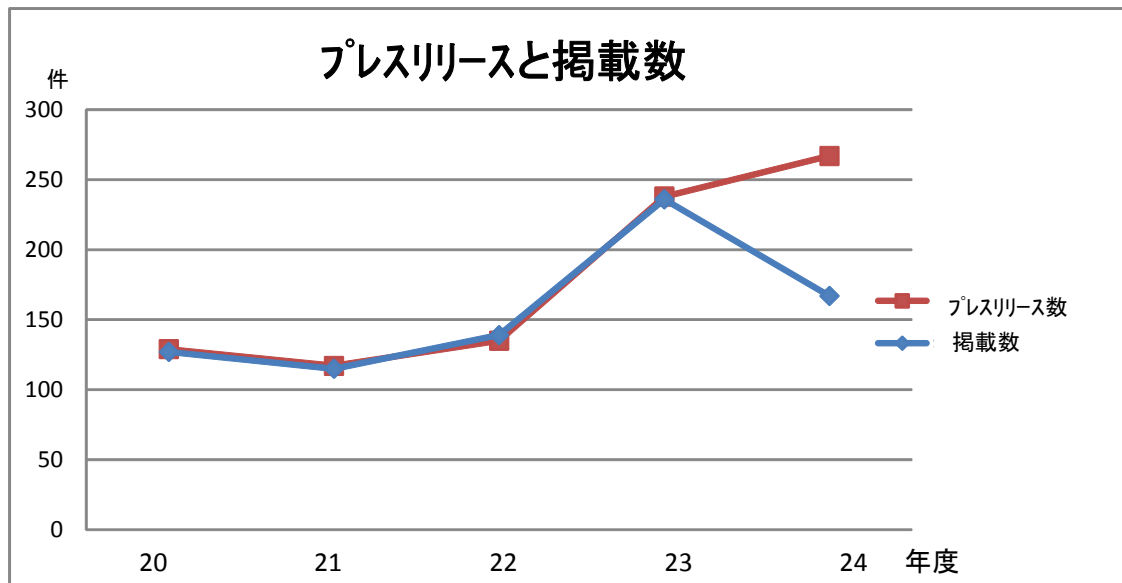
また、建設関係専門日刊紙において、機構職員を紹介する記事を多く掲載してもらい、機構の水系外の組織にも「水資源機構」という組織の存在や、その技術力、活躍分野などを知ってもらうことができた。

(年度ごとのプレスリリース数)

平成20年度：129件
平成21年度：117件
平成22年度：135件
平成23年度：238件
平成24年度：267件

(情報発信等による新聞掲載[一般紙])

平成20年度：127件
平成21年度：115件
平成22年度：139件
平成23年度：236件
平成24年度：192件



⑪ より広く国民に機構の業務に関心をもってもらう取り組みとして、子供たちをターゲットとして、多くの小学校（４年生）において、社会科授業の一環で「水」について勉強する機会があることから、学校４年生の担任の先生を対象に施設説明会や見学会を開催した。また、大学生を対象とした施設見学会を実施し、多くの大学の学生の参加があった。このアンケート結果を受け、次年度はこのような若い世代を対象とした見学会の拡充を検討することとした。

さらに、ダム愛好家との協働により、ダム写真展を開催し、機構施設への国民の誘導のよいきっかけをつくることができた。愛好家の方との交流は、写真展だけではなく、施設見学会などでも実施しており、愛好家から見た機構の良い点悪い点などの意見を聞くこともでき、国民目線のひとつとして広報活動の参考とすることができた。

具体の取組事例

○ 取組事例１ ホームページアクセシビリティーの改善

高齢者・障害者が利用しやすいよう（アクセシビリティーの改善）に、本社等ホームページの再構築（アクセシビリティーの改善）を行った。



図-1 本社ホームページ アクセシビリティの改善

○ 取組事例2 利用しやすい写真のホームページ掲載

8月に利根川水系で起こった濁水では、多くの報道機関から写真提供の申し入れがあったため、ホームページから貯水池の状況がわかる写真がダウンロードできるようにした。貯水池の状況は定点撮影で日々行い、日々の写真をホームページに掲載した。



図-2 ホームページの写真掲載状況（沼田総合管理所）

○ 取組事例3 ホームページトップページに緊急情報や種々のバナーを追加

5月に発生した利根川でのホルムアルデヒドによる水質汚染対応時の反省として、ホームページ・トップページにホームページ作成の知識が無い職員でも、容易に記入できる「緊急情報」欄を作成した。また、ダムカードバナーや季節に応じたバナー、機構内一括した記者発表資料メニューなど、アクセスしやすいホームページとした。



図-3 ホームページ・トップページ（本社）

○ 取組事例4 香川用水施設機能調査（空水調査）の報道機関への公開

香川用水で実施した施設機能調査（空水調査）については、トンネル内面調査を報道機関に公開したことなどが他の広報の模範となると評価され、平成22年度農業農村整備事業広報大賞*特別賞（全国農村振興技術連盟主催）を受賞した。広報大賞は、全国農村振興技術連盟が、農業農村整備事業に係る広報活動の面で特に顕著な功績のあった団体に表彰しているものである。

報道機関への公開時には、テレビ映像や新聞記事になりやすい場面の提供等積極的に対応し、農業用水の大切さを広くPRし、テレビ局5社、新聞社6社に及ぶ報道機関が空水調査を報道しており、報道機関への資料提供や施設機能保全調査の公開の在り方について、評価されたものである。



写真-1 報道機関の取材状況（香川用水）



写真-2 報道機関の取材状況（トンネル内）

○ 取組事例5 報道機関への的確な説明

琵琶湖開発では、大雨の際の洪水対応について、情報を提供するとともに、機構の対応を的確に説明することにより、新聞で大きな記事として取り扱われた。



図-4 新聞記事（毎日新聞（滋賀版）平成23年6月22日掲載）

○ 取組事例6 機構職員を掲載した記事

専門誌の取材に協力し、機構職員を紹介する記事を多く掲載してもらった。これらの記事を通して、機構の業務を同業他社に知ってもらう機会を得た。



図-5 機構職員が紹介された記事
(建設通信新聞 平成24年10月15日掲載)

中期目標期間における達成状況

発信する情報の内容の充実、提供方法の改善、必要な情報の的確な発信、より質の高い広報活動を進めたことにより、中期計画に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できたものと考えている。

(8) 広報・広聴活動の充実

②緊急時における迅速かつ的確な広報の実施

(中期目標)

広報の質の向上に取り組み、必要とされる情報を的確に発信し、利水者をはじめ広く国民から機構の果たしている役割・業務について理解を得るとともに、広く意見を聴取すること。

(中期計画)

地震、風水害等の緊急時において、利水者、地域住民等の不安を払拭するため、関係機関との調整を図りつつ、利水者、地域住民等に必要な情報を迅速かつ的確に伝達する。

(中期目標期間における取組)

■ 緊急時における迅速かつ的確な広報の実施

ホームページでは、緊急時における迅速かつ的確な広報の実施に資するため、33ダム等においてダム諸量情報（ダム放流量やダム状況図等）を掲載しており、風水害時に、下流利水者等における上流状況の把握に寄与している。（「1.（1）①3）水管理情報の発信（P. 20）」参照）

洪水発生時にダムからの放流情報等を迅速かつ的確に行うことで関係機関等の事前の災害防止対応に寄与している。洪水時の防災操作については、記者発表やホームページに掲載するなど、ダムの果たした役割を知ってもらうように努め、木津川ダム総合管理所の管轄するダムの役割が新聞や地元ケーブルテレビで紹介された。

また、防災情報として、防災情報センター（国土交通省）の情報や関係する県の水位雨量情報をリンクとしてホームページに掲載するなどして、利水者、地域住民等における状況把握や不安の払拭に寄与している。

水質事故発生時には、発生時の状況、対応状況等について利水者等へ情報発信を迅速かつ的確に行い、利水者側での影響拡大防止に寄与している。

平成24年5月に発生した利根川水系でのホルムアルデヒドによる水質事故については、発生が明らかになった時点から機構の対応状況をホームページに掲載し（第6報まで）、ツイッターも使用しながら時々刻々変化する状況と対応について迅速・的確に情報発信した。また、広報誌「水とともに」7月号に「利根川で発生した水質障害の対応について」という報告記事を掲載するとともに、このときの反省を踏まえ、本支社局を含め全事業所のホームページのトップページに「緊急のお知らせ」欄を設置し、通常時のホームページ更新担当者以外の者でも、緊急時の情報等を即時に登録・配信ができるようにした。以後、この欄は、防災や渇水等の緊急情報等の発信用として活用している。

渇水時には、報道機関への写真提供がスムーズにできるように、ホームページに日ごとのダムの貯水状況がわかる写真を掲載するなどの工夫を行い、多くの報道機関が機構提供の写真を利用することとなった。また、本社では、関東管内の機構ダムの貯

水状況をより早くホームページ上で情報提供できる工夫をし、中部支社では、管内の濁水の状況をホームページ上で取りまとめて掲載した。

機構が実施している防災操作や地震時の対応など、緊急時対応をどのように行っているかを記者によりよく知ってもらい、正しい報道をしてもらうために、洪水対応演習や、地震防災訓練について記者発表し取材してもらうとともに、下流被害軽減のための防災操作の理解を深めるために報道関係者を対象とした現地説明会などを実施した。これにより、洪水対応訓練や地震防災訓練などが新聞に取り上げられた。特に、平成24年度に行った筑後川局の地震防災訓練は、地元のケーブルテレビで放送された。

【緊急時における迅速かつ的確な広報の実施した例】

- ・一庫ダムでは、平成21年度防災関係機関への河川監視カメラによる情報提供を開始した。洪水時の河川状況をリアルタイムで共有することができるようになり、迅速かつ的確な情報伝達と円滑な連携に寄与した。
- ・福岡導水では、平成22年8月15日に可とう管の損傷により漏水が発生した。この漏水の復旧には、筑後川からの取水を停止する必要があることから、代替水源の確保（山口調整池）や導水復旧に向けた対応について、8月19日の取水再開までの間、ホームページへの掲載や報道機関への資料配付を行い、利水者や地域住民等の不安を払拭するために必要な情報発信を行った。
- ・平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震では、関東管内の機構施設に大きな被害が生じた。この地震による機構施設の点検状況や被害状況及び応急復旧の状況について、本社ホームページのトップページに「震災関連情報」を掲載するとともに、機構全事業所のホームページ上においても、本社のホームページにリンクを設定し、3月11日の震災発生後から情報発信（3月31日までに延べ29回掲載）し、利水者や地域住民等の不安を払拭するために必要な情報について、迅速かつ的確な発信を行った。
- ・新宮ダムでは、平成23年5月31日にダム堤体下流面から生じた漏水に対して、漏水発生からダム貯水位低下、応急対策の実施、専門家による検討会の設置及び審議内容について、地元記者クラブへ情報提供をきめ細かく行い、利水者や地域住民等の不安を払拭するために必要な情報発信を行った。
- ・一庫ダムでは、平成23年、貯水池に浮き草が発生した。この浮き草は毒性がなく、水道用水に影響がないことを専門家の意見も添えて、地元記者クラブへ情報提供や現地での説明会を開催し、利水者や地域住民等の不安を払拭するために必要な情報発信を行った。
- ・武蔵水路では、平成23年改築工事の掘削土の中から自然由来と思われるヒ素が検出され、すみやかに地元記者クラブへ情報提供を行った。
- ・琵琶湖開発では、平成23年5月の大雨に対し、洪水の状況を情報提供するとともに、機構の対応状況を示し、琵琶湖の管理方法について新聞で大きな記事として掲載してもらうことができた。

- ・平成24年6月の岩屋ダムの渇水、8月の利根川水系の渇水では、多くの報道機関がダムに関する情報提供を求めてきた。これに対し、写真提供がスムーズにできるようにホームページに日ごとのダムの貯水状況がわかる写真を掲載するなどの工夫を行い、多くの報道機関が機構提供の写真を利用することとなった。また、本社や中部支社では、管内の渇水の状況を取りまとめ、迅速に掲載できるようにした。このように、情報を見やすく、入手しやすくすることにより、多くの報道機関が機構のデータを利用した。
- ・滝沢ダムでは、平成24年8月に報道関係者を対象に、下流被害軽減のための防災操作についての理解を深める機会を提供する現地説明会を開催した。



写真－1 滝沢ダムで報道機関に防災操作の手順を紹介する現地説明会

中期目標期間における達成状況

ホームページによる情報発信や、緊急時の速やかな記者発表などにより、緊急時案件を含めて的確に情報提供が行えており、中期計画に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できたものと考えている。

(8) 広報・広聴活動の充実

③水の週間等、各種行事への取組

(中期目標)

広報の質の向上に取り組み、必要とされる情報を的確に発信し、利水者をはじめ広く国民から機構の果たしている役割・業務について理解を得るとともに、広く意見を聴取すること。

(中期計画)

水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性について利水者をはじめ広く国民の関心が高めるとともに、理解を深めるため、毎年8月に実施する「水の日」及び「水の週間」をはじめとする各種行事に関し、関係機関との共同開催を含め、本社・支社局及び全事務所において地域交流を実施する。

(中期目標期間における取組)

■ 水の週間等、各種行事への取組

「水の日」及び「水の週間」においては、関連行事を行うとともに、機構施設の役割を実感してもらうのに低費用で効果が高いものとして、機構職員が自ら汗をかいて施設見学会を実施するなど、水資源の有限性、水の貴重さ等について国民の関心を高め、理解が深まるように努めた。

関係機関との共同開催では、「水の展示会」、「水を考えるつどい」の開催、「水とのふれあいフォトコンテスト」の実施、「全日本中学生水の作文コンクール」の後援本社ビル前での再生水を利用した「打ち水大作戦」の後援などを行った。平成23年は、「水を考えるつどい」に皇太子殿下のご臨席を賜り、御言葉を頂いたほか、東北地方太平洋沖地震により水道施設をはじめとしたライフラインに甚大な被害が生じた宮城県南三陸町の佐藤町長などに報告して頂き、水のありがたさや水を確保することがいかに重要かということをあらためて考えてもらう契機となった。

支社局・各事業所においては、上下流交流会、下流受益地でのパネル展示、施設見学会、出前講座などを実施し、地域交流や水資源の有限性、水の貴重等について国民の関心を高め、理解が深まるような行事を行った。(1.(7)1)上下流交流と施設周辺地域交流参照)

また、多くの人のダムへの来場を促すため、ダムの洪水吐からの放流が、自然の滝と同様にダイナミックであることに惹かれて見学に来る一般国民をターゲットに、ダムの施設点検等を兼ねて実施する洪水吐からの放流に関する情報を、事前に本社ホームページ「新着情報」に掲載したり、プレスリリース等を行った。

【実施した施設点検による洪水吐放流の見学者の例】

- ・ゴールデンウィークに実施した徳山ダムでの洪水吐からの放流は、事前にホームページでお知らせし、1日で、平成21年は約1,600名余、平成22年は約8,800名余(いずれも新聞報道)の見学者があった。
- ・平成22年、下久保ダムでは管理開始以来2回しか行っていない全門放流を行っ

た。

- ・平成22年、矢木沢ダムでは最大放流量約40m³/s迫力ある光景を見ることができる機会を設けた。

さらに、より多くの人に機構のことを知ってもらうために、ターゲットを特定化し、説明会や見学会を実施した。この取組の一つとして、多くの小学校（4年生）において、社会科授業の一環で「水」について勉強する機会があることから、子供たちに機構施設の役割や水の大切さを知ってもらうために、より一層機構施設の見学の機会を設けてもらえるよう、小学校4年生の担任の先生を対象に施設説明会や見学会を開催し、また、理工系の大学生を対象に利根大堰・武蔵水路や下久保ダムを巡る施設見学会を実施し、大学での日頃の講義や研究の内容がどう実践に結びついているのかを実地で体感し、学生により広く機構業務に関心を持ってもらう機会を提供する取組も行った。

より多くの人に機構のことを知ってもらうための手段として、異業種との取組も行った。その一つが、平成23年度の愛知用水通水50周年に関して、世界銀行東京事務所と共催して行ったパネル展示であり、もう一つが、平成24年度のダム愛好家と実施したダム写真展である。いずれも、それぞれのホームページ等を通してPRができたため、普段、機構とは関係のない者にも、機構の存在を知ってもらう良い機会となったと考えられる。



写真－1 下流受益地（水道局主催）でのパネル展示



写真－２ 矢木沢ダムゲート操作訓練における放流の見学状況



写真－３ 小学校での出前講座（さいたま市内）

中期目標期間における達成状況

関係機関とも連携し、地域交流行事等を継続的に実施することにより、水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性について、広く国民の関心を高め、理解を深めることができたと考えられ、中期計画に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できたものと考えている。

(9) 内部統制の強化と説明責任の向上

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①入札契約制度における競争性や透明性の確保、②「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、③監事及び会計監査人による監査(入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける)、④関連法人との関係の透明性の確保、⑤談合防止対策の推進等。

(中期計画)

業務運営の適正化を図るため内部統制を抜本的に強化し、リスク管理体制の整備の他、以下の措置を講ずることにより、信頼の回復を図る。

(中期目標期間における取組)

■ 内部統制の強化と説明責任の向上

1. 内部統制の強化

機構では、安全で良質な水を安定して安く供給するとの経営理念のもと、重要案件について機構上層部の審議・判断等を行う役員会を毎週開催するほか、それぞれ権限委任されている各組織の長が、的確に意思決定できるよう、支社局長等会議、管内所長会議、事務所内会議等を随時開催し、全社的な意思伝達・情報共有を図っている。

特に、支社局長等会議などにおいて、各支社局等を通じ機構が抱える課題についての継続テーマ（1者応札への対応、時間外勤務の縮減、利水者満足度の向上等）を決め、現場の議論の結果を各支社局長等が直接理事長に報告し、また、その結果に対して、率直に理事長を含む役員が意見を伝えるなどコミュニケーションを図るとともに、理事長が考える問題点を伝え、現場にフィードバックするなどの取組を実施した。

さらには、理事長をはじめ役員が各支社局に出向き、支社局幹部及び現場所長に対して機構の経営理念や経営方針等を直接説明してその周知徹底を図るとともに、現場における課題等について意見交換を行った。

2. リスク管理体制の整備

取組状況は1.(2)①(P. 102)に記載。

中期目標期間における達成状況

理事長をはじめとする役員と現場との意見交換など全社的な意思伝達、情報共有を図るとともに、リスク管理体制を整備し様々なリスクに対応してきており、中期計画に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できたものと考えている。

(9) 内部統制の強化と説明責任の向上

①コンプライアンス等の強化

1) 倫理行動指針の浸透、定着に向けた取組

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①入札契約制度における競争性や透明性の確保、②「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、③監事及び会計監査人による監査(入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける)、④関連法人との関係の透明性の確保、⑤談合防止対策の推進等。

(中期計画)

機構の基本理念として独立行政法人水資源機構倫理行動指針(仮称)を策定し、コンプライアンスの徹底を内外に表明する。

(中期目標期間における取組)

■ 倫理行動指針の浸透、定着に向けた取組

(1) 倫理行動指針の策定

職員全員を対象に指針案に対する意見募集を行い、職員からの提出意見、倫理委員会での審議を踏まえ、倫理行動指針を平成20年7月に策定した。

倫理行動指針の策定後、遅滞なく全職員に理事長からメールで通知するとともに、機構HP上に倫理行動指針を掲載し、機構のコンプライアンスの徹底を内外に表明した。

(2) 倫理行動指針の浸透、定着に向けた取組

機構職員に倫理行動指針が浸透し定着するよう、全国総務課長会議で説明するとともに、平成20年7月から10月にかけて、全事務所において倫理行動指針やコンプライアンスに関する説明会を実施し、各事務所において職員同士の討論会を実施した。また、法務担当部門の強化のため、コンプライアンス専門窓口である指定弁護士が月1回機構業務に関連する法令等を本社の職員に講義する「法務ゼミ」を開始した(平成20年度から毎年、月1回開催。本中期目標期間中54回開催)。

平成21年度にはコンプライアンス推進に係る横断的な取組みとして、各職員が利用できるよう「自己点検チェックシート」、名刺サイズの「ポケット倫理行動指針」を作成、配布するとともに、コンプライアンス推進責任者(所長等)が利用できるよう「不祥事防止のための事例集」を作成した。これらの資料を活用して、各事務所でコンプライアンス推進責任者による講話、自主点検チェックシートによる職員の自主的な点検、コンプライアンス推進についての職員討論会を実施した。

平成22年12月には職員等に対して「コンプライアンスに関するアンケート」を実施した。このアンケート結果により、職員等の倫理行動指針に対する心構え、コン

プライアンスについての疑問点、理解度の把握を行うことが可能となった。この結果を利用してコンプライアンスに関する事例集等を充実させること、匿名で通報・相談しやすくするためのコンプライアンス相談窓口である指定弁護士の連絡先を明記したポスターの作成・掲示を決定した。

平成23年度には前年度に実施したアンケート結果を踏まえて、11月を「コンプライアンス推進月間」として定め、職員等のコンプライアンス意識向上のための講習会等を集中的に実施することとした。

平成24年度には「法務ゼミ」を支社局にもWEB会議形式で配信することにより全社的な取組に発展させた。また、新たな取り組みとして、コンプライアンス等に関する基礎知識の習得を目的とする「メルマガ1分豆知識」の配信を開始（本中期目標期間中32回配信）し倫理行動指針の浸透・定着に貢献している。

中期目標期間における達成状況

平成20年7月に策定した独立行政法人水資源機構倫理行動指針の浸透、定着に向けた取組を継続して実施してきているところであり、中期計画に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できたものと考えている。

(9) 内部統制の強化と説明責任の向上

①コンプライアンス等の強化

2) 倫理委員会による審議

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①入札契約制度における競争性や透明性の確保、②「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、③監事及び会計監査人による監査(入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける)、④関連法人との関係の透明性の確保、⑤談合防止対策の推進等。

(中期計画)

既存の外部有識者からなる倫理懇談会を倫理委員会に格上げし、内部統制の取組状況に関する審議及び倫理に反する事案についての審議を実施する。

(中期目標期間における取組)

■ 倫理委員会による審議

機構に置かれていた倫理懇談会から格上げした外部有識者3名他で構成される倫理委員会において、内部統制の取組状況に関する審議等を実施した。

なお、本中期目標期間中における具体の開催日、主な審議内容等は以下のとおり。

平成20年度：

- 第2回 平成20年6月11日(水)
- ・水資源機構倫理行動指針(仮称)について
 - ・「活力ある強い組織を目指して」について
 - ・コンプライアンス等推進状況報告について

- 第3回 平成20年12月16日(火)
- ・倫理行動指針に関する推進状況等について
 - ・契約事務処理手続の改善について

平成21年度：

- 第4回 平成21年6月11日(木)
- ・契約事務処理手続の改善について
 - ・職員の懲戒処分等に係る基準、手続の規程について
 - ・コンプライアンス等の推進状況について

- 第5回 平成22年1月28日(木)

- ・平成21年度のコンプライアンスの推進状況について
- ・機構の一者応札対策について
- ・平成22年度機構予算について

平成22年度：

- 第6回 平成22年6月10日（木）
- ・機構施設の存する河川上流での水質事故の状況について
 - ・平成21年度のコンプライアンスの推進状況について

- 第7回 平成23年1月25日（火）
- ・平成22年度のコンプライアンス等の推進状況について
 - ・平成22年度契約における一者応札の状況について

平成23年度：

- 第8回 平成23年6月9日（木）
- ・平成22年度のコンプライアンス等の推進状況について
 - ・東日本大震災における機構施設の被災状況及び災害復旧状況について

- 第9回 平成24年1月31日（火）
- ・平成23年度のコンプライアンス等の推進状況について

平成24年度：

- 第10回 平成24年6月4日（月）
- ・平成23年度のコンプライアンス等の推進状況について
 - ・平成23年度契約における一者応札の状況について

- 第11回 平成24年11月14日（水）
- ・水資源機構の防災・危機管理への取組について

中期目標期間における達成状況

委員会を継続的に実施し、内部統制の取組状況についてチェックを行うことにより、内部統制の強化が図られているところであり、中期計画に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できたものと考えている。

(9) 内部統制の強化と説明責任の向上

①コンプライアンス等の強化

3) コンプライアンス推進責任者の選任

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①入札契約制度における競争性や透明性の確保、②「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、③監事及び会計監査人による監査(入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける)、④関連法人との関係の透明性の確保、⑤談合防止対策の推進等。

(中期計画)

本社・支社局及び全事務所において、コンプライアンス推進責任者を選任するとともに、法務担当部門を強化することにより推進体制を支援する。また、コンプライアンス等に関する説明会等を全事務所において毎年開催する。

(中期目標期間における取組)

■ コンプライアンス推進責任者の選任

平成20年4月に、法務部門の強化とコンプライアンス推進体制の支援を目的として、本社に特命審議役を設置した。平成20年7月にはコンプライアンスの推進に関する規程を制定し、本社・支社局及び全事務所に、コンプライアンス推進責任者を設置し、職員等からの相談に対して適切に対応する体制を構築した。

また、平成23年度にコンプライアンス等に関する講習会等を集中的に実施する期間として、11月を新たに「コンプライアンス推進月間」として定め、全事務所において機構業務に関連する法令やコンプライアンス等に関する講習会の開催、外部講習会等の積極的な受講を促した。

中期目標期間における達成状況

コンプライアンス推進責任者の選任による推進体制の構築や、各事務所における説明会の継続的实施により、コンプライアンスの徹底が図られてきているところであり、中期計画に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できたものと考えている。

(9) 内部統制の強化と説明責任の向上

①コンプライアンス等の強化

4) 推進体制の強化

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①入札契約制度における競争性や透明性の確保、②「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、③監事及び会計監査人による監査(入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける)、④関連法人との関係の透明性の確保、⑤談合防止対策の推進等。

(中期計画)

機構職員のみならず第三者からの通報を可能とするコンプライアンス専門窓口を設置することにより、推進体制を強化する。

(中期目標期間における取組)

■ 推進体制の強化

平成20年7月に制定したコンプライアンスの推進に関する規程に基づき、法令又は機構諸規則に違反する行為が行われた事案等について、機構の職員のみならず外部の方々からの通報を受け付けるコンプライアンス専門窓口を設置した。また、通報窓口については機構職員への周知のみならず、機構HPに掲載し、外部の方々にも周知を図っている。

さらに平成24年度においては、コンプライアンス専門窓口である指定弁護士の窓口を1箇所から3箇所に増やすことにより、通報者の利便性を強化した。

また、増設した窓口の連絡先について、外部の方々にもわかるよう、機構ホームページに追記するとともに、職員に対しては、ポスターやポケット倫理行動指針等に追記するなど、身近なツールを活用した周知を図った。

中期目標期間における達成状況

コンプライアンス専門窓口を設置・拡充し、的確に運用していくことにより、コンプライアンスの徹底が図られてきているところであり、中期計画に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できたものと考えている。

(9) 内部統制の強化と説明責任の向上

①コンプライアンス等の強化

5) 推進状況の評価

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①入札契約制度における競争性や透明性の確保、②「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、③監事及び会計監査人による監査(入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける)、④関連法人との関係の透明性の確保、⑤談合防止対策の推進等。

(中期計画)

倫理行動指針等の推進状況について、倫理委員会の審議、監事の監査を経て、毎年、主務省の独立行政法人評価委員会へ報告し評価を受ける。

(中期目標期間における取組)

■ 推進状況の評価

コンプライアンスの推進状況については、毎年度倫理委員会での審議、監事の監査を経て、業務実績報告書により主務省の独立行政法人評価委員会へ報告しており、平成20年には3、平成21年度、平成22年度はS、平成23年度はA評価を受けている。

中期目標期間における達成状況

業務実績報告書により主務省の独立行政法人評価委員会へ報告し、評価を受けているところであり、中期計画に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できたものと考えている。

(9) 内部統制の強化と説明責任の向上

② 監事機能の強化

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①入札契約制度における競争性や透明性の確保、②「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、③監事及び会計監査人による監査(入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける)、④関連法人との関係の透明性の確保、⑤談合防止対策の推進等。

(中期計画)

監事の機能については、内部統制の取組状況について監査するとともに、監事が必要と認める場合の弁護士、公認会計士との連携、監事の求めに応じた補助使用人の設置など、その機能の強化を図る。

(中期目標期間における取組)

■ 監事機能の強化

平成20年度において監事機能の強化を図るため監事監査要綱が改正され、監事が必要があると認める場合には、監査室以外の職員に監査業務を補助させることができるようにするとともに、必要に応じ弁護士等と情報交換・調査依頼等を行うことができるよう措置した。

これらの改正を受けて、第2期中期期間中、12事務所の監査において文書管理、土木、電気、機械設備等に精通した職員14名が監事補助者に指名され、補助者の専門知識を活用した監査を実施した。

また、会計監査人との情報交換を行い連携を図った。

監事監査においては、機構の業務が中期計画・年度計画に沿って、適正に執行されているか否かを1つの視点としている。また、監事監査において把握した事項等については、中間段階のものも含め、理事長を含む全役員に報告し、改善に関する意見交換を行った。

中期目標期間における達成状況

平成20年度に監事監査要綱を改正し、強化された機能を活用することにより内部統制の拡充が図られてきているところであり、中期計画に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できたものと考えている。

(9) 内部統制の強化と説明責任の向上

③入札契約制度の競争性・透明性の確保

1) 入札契約制度における競争性・透明性の強化

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①入札契約制度における競争性や透明性の確保、②「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、③監事及び会計監査人による監査(入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける)、④関連法人との関係の透明性の確保、⑤談合防止対策の推進等。

(中期計画)

入札契約制度における競争性・透明性の強化のため、一般競争入札等の対象範囲の拡大及び随意契約の見直しを図る。なお、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。

また、入札・契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査により徹底的なチェックを受けるとともに、外部有識者から構成される委員会により監視を行う。

(中期目標期間における取組)

■ 入札契約制度における競争性・透明性の強化

1. 入札の透明性・公平性を高めるための取り組み

(1) 入札の透明性、公平性を高めるため一般競争入札による発注の推進

少額随意契約を除く調達に占める一般競争入札の割合は、前中期目標期間の最終年度である平成19年度に件数ベースで27.5%、金額ベースで51.4%であったが、平成24年度末には、それぞれ49.1%、64.5%となり、競争性・透明性の向上を図った。

	件数			金額		
	一般競争	全体	比率	一般競争	全体	比率
20年度	987件	2,440件	40.5%	33,355百万円	58,855百万円	56.7%
21年度	839件	2,199件	38.2%	32,139百万円	51,634百万円	62.2%
22年度	686件	1,793件	38.3%	40,560百万円	55,977百万円	72.5%
23年度	690件	1,647件	41.9%	26,939百万円	40,151百万円	67.1%
24年度	776件	1,581件	49.1%	23,745百万円	36,787百万円	64.5%

(2) 1者応札の改善への取組み

1者応札の改善については、平成21年9月17日に機構HPにおいて公表した「1者応札の改善への取組み」に基づき、入札公告期間の延長や事業者向けのファクシミリによる公告案内等の「公告期間、公告方法の改善」、地域要件等の「入札参加条件等の緩和」等の取組みを行ったことにより、平成24年度の一般競争入札における1者応札の割合は、前中期目標期間の最終年度である平成19年度（62.3%）、今中期目標期間の初年度である平成20年度（70.0%）に比べ、19.1%となり大幅に改善した。

	一般競争入札件数	うち1者応札件数	率
20年度	987件	691件	70.0%
21年度	839件	413件	49.2%
22年度	686件	132件	19.2%
23年度	690件	141件	20.4%
24年度	776件	148件	19.1%

(3) 談合等通報情報に対する適切な対応

談合情報対応マニュアル（談合情報を得た場合の取扱要領）に基づき、談合に関する通報があった場合には、公正取引委員会への直ちの通報、入札参加者への事情聴取、入札参加者からの誓約書の徴求（談合の事実が認められない場合）等を、引き続き実施することとしている。なお、中期目標期間中の談合に関する通報は0件であった。

(4) 入札等監視委員会による監視

外部有識者で構成員する入札等監視委員会については、中期目標期間中、21回開催し、機構が発注する工事等に係る入札・契約手続並びに補償契約に係る契約事務手続における公正の確保と透明性の向上を図った。

(5) 契約監視委員会による監視

平成21年11月に閣議決定された「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、当機構の監事及び外部有識者によって同年12月に設置した契約監視委員会を、中期目標期間中、20回開催し、機構が発注する工事等に係る契約において、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底的に行うとともに、一般競争入札等について真に競争性が確保されているかについての点検・見直しを行った。

中期目標期間における達成状況

業務実績報告書により主務省の独立行政法人評価委員会へ報告し、評価を受けており、取組を継続することにより、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できたものと考えている。

(9) 内部統制の強化と説明責任の向上

③入札契約制度の競争性・透明性の確保

2) ホームページ等での公表

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①入札契約制度における競争性や透明性の確保、②「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、③監事及び会計監査人による監査(入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける)、④関連法人との関係の透明性の確保、⑤談合防止対策の推進等。

(中期計画)

入札契約の結果及び随意契約見直し計画に基づく見直し状況等をホームページ等を通じて公表する。

(中期目標期間における取組)

■ ホームページ等での公表

平成20年1月分から継続して「公共調達 of 適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号財務大臣通達)に基づく入札結果等のホームページによる公表を行った。また、随意契約については、平成19年に策定・公表し、平成22年6月に改めた「随意契約等見直し計画」に則って実施するとともに、フォローアップを公表した。

中期目標期間における達成状況

「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号財務大臣通達)に基づく入札結果等のホームページによる公表を引き続き継続したこと及び随意契約等見直し計画のフォローアップを着実に実施したことにより、透明性の確保及び説明責任の向上を図ることができたものと考えている。

(9) 内部統制の強化と説明責任の向上

④談合防止対策の推進

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①入札契約制度における競争性や透明性の確保、②「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、③監事及び会計監査人による監査(入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける)、④関連法人との関係の透明性の確保、⑤談合防止対策の推進等。

(中期計画)

談合等、不正行為に関わった業者に対し指名停止期間の延長等の、既に実施したペナルティ強化に併せて、全職員及び退職予定者に対し、談合防止、退職後の法令遵守に係る説明会を開催するとともに、既退職者については、希望者に対し、法令遵守意識の啓発のための説明会を開催するなど、法令遵守の徹底を図る。

(中期目標期間における取組)

■ 談合防止対策の推進

談合等、不正行為に関わった業者に対し指名停止期間の延長等の既に実施したペナルティ強化を維持した。

また、本中期目標期間中における毎年度、新規採用職員、退職予定者に対し、談合防止、退職後の法令遵守についての説明会を実施した。

さらに、広く職員が参加できる研修等において、独占禁止法等に係る研修を実施するとともに、機構(公団)の既退職者中、希望者(機構HPで平成19年10月より案内)に対し、法令遵守についての説明会を行った。

中期目標期間における達成状況

新規採用職員及び退職予定者に対する説明会の継続的实施並びに独占禁止法に係る研修等を実施していくことにより、法令遵守の徹底が図られているところであり、中期計画に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できたものと考えている。

(9) 内部統制の強化と説明責任の向上

⑤ 関連法人への再就職及び契約等の状況の公表

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①入札契約制度における競争性や透明性の確保、②「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、③監事及び会計監査人による監査(入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける)、④関連法人との関係の透明性の確保、⑤談合防止対策の推進等。

(中期計画)

関連法人との間における人と資金の流れについて透明性を確保するため、機構から関連法人への再就職の状況及び関連法人との間の補助・取引等の状況について、一体として公表する。

(中期目標期間における取組)

■ 関連法人への再就職及び契約等の状況の公表

「独立行政法人整理合理化計画」(H19. 12. 24閣議決定)に基づく当機構と関連法人との間の補助・取引等の状況、当機構から関連法人への再就職状況について毎年度ホームページで公表した。

また、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約を行った場合には、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(H22. 12. 7閣議決定)に基づき、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について、平成23年度より毎年度ホームページで公表した。

中期目標期間における達成状況

関連法人等との間における人と資金の流れ等については、ホームページで毎年度公表した。中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できたものと考えている。

(9) 内部統制の強化と説明責任の向上

⑥財務内容の公開

1) 国民への財務内容の公開

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①入札契約制度における競争性や透明性の確保、②「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、③監事及び会計監査人による監査(入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける)、④関連法人との関係の透明性の確保、⑤談合防止対策の推進等。

(中期計画)

財務内容の透明性の確保を図るため、引き続き財務諸表等をホームページに掲載するとともに、本社・支社局及び全事務所においても閲覧できるよう備え置くものとする。また、国民へのサービス向上を図るため、事業種別等で整理したセグメント情報についても積極的に公表する。

(中期目標期間における取組)

■ 国民への財務内容の公開

財務諸表については、独立行政法人通則法第38条第1項の規定による国土交通大臣の承認を受け、機構ホームページに掲載するとともに、事業報告書の作成にあたっては、経年の財務情報を記載し、なおかつ財務諸表へのリンクを貼り付けることにより、容易に財務諸表を閲覧できるようにしたほか、財務諸表を解りやすく解説した決算概要を作成しホームページに掲載し公開を行った。

さらに、財務諸表等を本社・支社局及び全事務所において閲覧を開始すると共に、その閲覧場所についてホームページに掲載し周知した。

また、開示すべきセグメント情報については、独立行政法人水資源機構の財務及び会計に関する省令(平成15年国土交通省令第104号)により、勘定を設けて整理することとされている「区分経理による」もののほか、施設をその機能により区分する「施設の機能別による」もの及び施設の効用の及ぶ地域により区分する「水系による」ものとして3種類のセグメントについて、財務諸表において公表した。

中期目標期間における達成状況

財務内容の透明性を図るため、財務諸表等をホームページに掲載するとともに、本社・支社局及び全事務所に備え置くことで、閲覧できる環境を整備した。また、国民へのサービス向上を図るため、セグメント情報についても「区分経理によるもの」、「施設の機能別による」もの及び「水系によるもの」を公表したところであり、中期計画に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できたものと考えている。

(9) 内部統制の強化と説明責任の向上

⑥財務内容の公開

2) 機関投資家への財務内容の公開

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①入札契約制度における競争性や透明性の確保、②「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、③監事及び会計監査人による監査(入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける)、④関連法人との関係の透明性の確保、⑤談合防止対策の推進等。

(中期計画)

市場を通じ業務運営の効率化へのインセンティブを高める等の観点から導入された財投機関債の円滑な発行のため、業務概要及び各年度決算の内容を盛り込んだ資料を作成し、機関投資家等向けの説明を行うとともに、ホームページに掲載するなど、引き続き業務運営の透明性を確保する。

(中期目標期間における取組)

■ 機関投資家への財務内容の公開

毎年度、機構の業務概要及び各年度決算の内容等を盛り込んだ資料を作成のうえ、機関投資家、アナリスト等を対象とした決算等説明会を開催したほか、債券発行に係る情報等を適宜ホームページに掲載し、業務運営の透明性を確保した。

(参 考)

機構では、投資家に提供する信用リスク情報として、格付会社から、AA+（日本格付研究所）及びAA（格付投資情報センター）の格付けを取得している。

中期目標期間における達成状況

本中期目標期間中、機関投資家への財務内容の公開については、引き続き、毎年度、機構の業務概要及び各年度決算の内容等を盛り込んだ資料を作成のうえ、機関投資家、アナリスト等を対象とした決算等説明会を開催したほか、債券発行に係る情報等を適宜ホームページに掲載するなどしてきており、中期計画に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できたものと考えている。

